

# ■ 定期積金

平成 24年 12月 10日 現在

商品名		定期積金
	(愛称)	スーパー積金
販売対象		法人および個人の方。
期間		6ヶ月以上7年以下
受入方法	受入方法	契約期間内で掛金を分割受入
	受入金額	1回あたり1千円以上1千万円未満
	受入単位	1円単位
払戻方法		満期日以後に一括して給付契約金を支払います。
給付補填金	適用利回り	初回受入時の店頭表示の利回りを満期日まで適用いたします。
	支払方法	満期日以後に一括して支払います。
	計算方法	計算単位を1円として契約期間における掛金残高積数に利回りを乗じて計算いたします。
税金		<ul style="list-style-type: none"><li>個人は給付補填備金の20%の源泉分離課税が適用されます。(マル優のご利用はできません。)</li><li>平成25年～平成49年の間、「復興特別所得税」が付加された20.315%の源泉分離課税が適用されます。</li><li>法人は総合課税が適用されます。</li></ul>
手数料		——
付加できる特約事項		<ul style="list-style-type: none"><li>普通預金等からの自動振替による受入ができます。</li><li>個人の場合は総合口座の担保とすることができます。(貸越利率は担保定期積金の約定年利回りに0.70%を上乗せした利率)</li></ul>
中途解約時の取扱い		<p>満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第3位以下切捨て、付利単位100円)により計算した利息とともに払い戻しいたします。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>◆ 初回払込日から解約日までの期間が1年未満の場合 解約日における普通預金の利率</li><li>◆ 初回払込日から解約日までの期間が1年以上の場合 約定年利回り×60% (ただし、解約日における普通預金利率を下限とする)</li></ul>

次頁に続く

前頁から続く

<b>金利情報の入手方法</b>	店頭備え付けの金利表示ボード又は窓口へご照会ください。
<b>苦情処理措置・ 紛争解決措置</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 苦情処理措置 ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問い合わせは、お取引のある営業店または下記の窓口をご利用ください。 【窓口：「お客さまご相談窓口」】 0120-999-349 受付日：月曜日～金曜日（土・日曜日、祝日および金融機関の休業日は除く） 受付時間：午前9時～午後5時 なお、苦情対応の手続きについては、別途リーフレットを用意しておりますのでお申し付けいただくか、当組合ホームページをご覧ください。 ホームページアドレス <a href="http://www.keiji-shinkumi.net">http://www.keiji-shinkumi.net</a></li><li>・ 紛争解決措置 東京弁護士会 紛争解決センター（電話：03-3581-0031）、 第一東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3595-8588）、 第二東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3581-2249） で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記「お客さまご相談窓口」または下記窓口までにお申し出ください。 【窓口：(社)全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】 受付日：月曜日～金曜日（土・日曜日、祝日および協会の休業日は除く） 受付時間：午前9時～午後5時 電話：03-3567-2456 住所：〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-1 （全国信用組合会館内）</li></ul>
<b>その他参考となる事項</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 払込みが遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間繰り延べるか証書記載の年利回り（年365日の日割計算）の割合による遅延利息をいただきます。</li><li>・ 満期日以後の利息は、解約日における普通預金利率により計算いたします。</li><li>・ 預金保険制度の対象預金であり、1金融機関につき預金者1人あたり、決済用預金以外の対象預金を合算して、元本1千万円までとその利息等が保護されます。</li></ul>